

# 死刑は答えか？

宮崎一家3人殺害事件を題材に終身刑の可能性を考える。

**8/27** (土) 14:00→16:00 (13:30開場) **宮日ホール**

**予約不要・入場無料**



## 基調講演



いしづかしんいち  
**石塚伸一**  
龍谷大学法務研究科  
教授(刑事法学)、  
弁護士  
(第二東京弁護士会)

1954年東京都生まれ。中央大学法学部卒業、同大学院法学研究科博士課程退学後、非常勤講師を経て、北九州市立大学法学部講師、同学部助教授、同教授を歴任。1998年龍谷大学へ移籍、法学部教授を経て現在法務研究科教授。博士(法学)。同大学で日本唯一の刑事政策に特化した大学附設の研究機関である矯正・保護研究センター(現同「総合センター」)の設立に参加。2004年から第二東京弁護士会に所属、刑事事件を中心に弁護士としても活動。

## 報告



あらまきこうじ  
**荒牧浩二**  
一般社団法人  
オークス代表

1956年福岡県生まれ。法政大学卒、インド等歩いた後1988年から自給的暮らしを求めて大分県移住。2004年NPO法人森の学校設立に参加。2012年から奥本章寛さんを支える会で活動。2016年一般社団法人オークス設立、代表理事。奥本確定死刑囚の支援、死刑廃止、裁判員裁判への問題提起などで活動。

くらはらともひろ  
**黒原智宏** 宮崎一家3人殺害事件辩护人  
弁護士(宮崎県弁護士会)

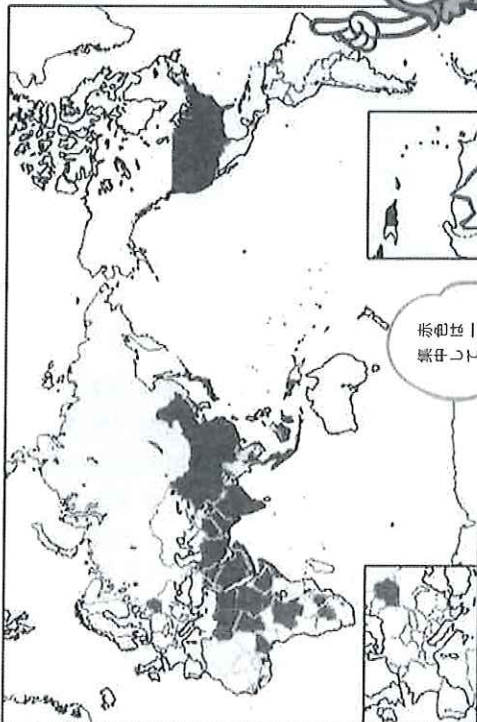
## 報告



# 死刑問題 ナビゲーション Beginning



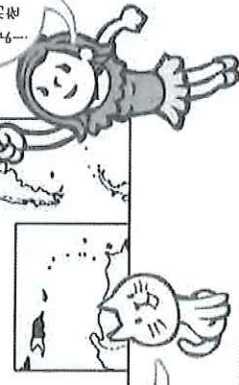
1 死刑の廃止国・存置国の国際的分布 (アムネスティ・インターナショナル)



○白色: 法律上死刑を廃止した国  
 ○黄色: 事実上の死刑廃止国  
 ●赤色: 死刑存置国

赤色は一部地域に集中しているね

アメリカは死刑を廃止し、2015年に死刑を執行した国は25カ国です。



2 2015年に死刑を執行した国は25カ国

新首	サウジアラビア
欧首	アフガニスタン、ハンガリー、エジプト、インド、ヨルダン、イラン
東首	イラク、パキスタン、マレーシア、シンガポール、スーダン、南スーダン、日本
南首	中国、米国、ベトナム
北首	中国、インドネシア、台湾、北朝鮮、ソマリア、サウジアラビア、イエメン
南首	アラブ首長国連邦、チャド

2011~2015年の5年間に死刑執行された国(11カ国)

中国、米国、北朝鮮、台湾、イラン、イラク、サウジアラビア、イエメン、ソマリア、スーダン、アフガニスタン(但し、2011年に日本が死刑を執行していたのは死刑執行を続ける12カ国目の国となる)

先進国はアメリカと日本だけ!



3 日本の死刑執行の推移

年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本の執行数	1人	4人	9人	15人	7人	2人	0人	7人	8人	3人	3人



無期刑受刑者数・仮釈放者数・死亡者数の推移 (2005年~2014年) (法務省調べ)

年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
無期刑受刑者数(人)	1,467	1,596	1,670	1,711	1,772	1,796	1,812	1,826	1,843	1,842	1,734
仮釈放者数(人)	134	136	89	53	81	50	43	34	39	26	685
死亡者数(人)	13	4	3	5	6	9	8	8	10	7	73
仮釈放率(%)	9.1	8.5	5.3	3.1	4.5	2.8	2.4	4.6	5.4	1.4	39.9
死亡者率(%)	0.9	0.2	0.2	0.3	0.3	0.5	0.4	0.4	0.5	0.4	4.2
平均執行期間(年)	11.2	11.1	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
仮釈放された者数(人)	12	15	13	7	14	21	21	14	14	23	154

\* 無期刑新仮釈放者とは、無期刑仮釈放者のうち、「仮釈放取消し後、再度仮釈放を許された者」を除いたもの。



10年で仮釈放どころか獄死者の方が多いよね!

無期刑と仮釈放の関係

終身刑には仮釈放が認められない絶対的終身刑と仮釈放が認められる相対的終身刑があります。日本の無期懲役は10年を経過した後、仮釈放が認められる場合があることから(刑法28条)相対的終身刑に分類されます。しかし、現実に仮釈放が認められるケースは非常に少なく、刑務所内で死亡する受刑者が年間に一定数いることから、日本の無期懲役は絶対的終身刑に近いのではないかと批判されています。

死刑廃止国および執行国の推移 (アムネスティ・インターナショナル)

年	1960	1970	1980	1990	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015
死刑廃止国	8	13	23	46	75	86	96	96	97	98	98	102
法律上または事実上廃止国合計数	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
国数	108	122	128	134	138	139	139	140	140	140	140	140
死刑執行国の数	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
国数	28	22	25	24	25	18	23	20	21	22	22	25

\* 死刑存置国とは通常犯罪と重罪犯罪のみに死刑を廃止した国をいう。

- 2015年末時点で、世界196カ国のうち死刑を法律上または事実上廃止した国は140カ国に達し、残りの56カ国のうち2015年に死刑を執行した国は25カ国です。
  - 死刑存置国である米国は、2016年6月時点で、死刑を廃止した州が19、停止した州が4の合計23州であり、残りの27州のうち2015年に死刑を執行したのは6州です。
  - 19州目の死刑廃止州であるネブラスカ州は2016年11月に死刑再導入の可否を問う州民投票が行われる予定です。
- 死刑存置のカリフォルニア州では2016年11月に死刑廃止法案に関する州民投票が行われる予定です(前回2012年の州民投票では僅差[賛成47.3%、反対52.7%]で死刑制度が維持されました)。